

第5章 今後の取り組み

- 基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり
- 基本目標2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり
- 基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援
- 基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり

【第5章 今後の取り組み】

基本目標 1 住民の主体的参加の仕組みづくり

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む

《基本方針》

地域福祉の取り組みを進める上では、住民が隣近所の支え合いや地域活動に参加することが最初の段階であり、一人ひとりが「つながりの必要性や意識を持つ」ことが大切です。このため、住民、特に子どもの頃からの福祉教育を推進するほか、地域情報（地域活動、地域の行事・伝統など）を発信して地域について知る機会を増やし、コミュニティ意識を高めるように図ります。

また、あいさつ運動や地域の行事、世代間交流、地域での見守り活動強化など、それぞれの団体等が行っている取り組みをつなぎ、関係機関が連携した市全体の取り組みとして広げていくことで、参加を促すように図ります。

(1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実

■公助（市の取り組み）■

①児童生徒への福祉教育の充実

【学校教育課】

- ・総合的な学習の時間等を活用し、福祉についての体験学習等を今後も継続して実施することで、子どもの頃から福祉の心が育まれるように図ります。

②住民への福祉教育の充実

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・小地域福祉ネットワークによる支え合いなどを通して、住民の福祉意識の向上を図ります。

③児童生徒への人権教育の充実

【学校教育課】

- ・学校において、人権教育を行う時間を確保し、児童生徒への人権教育を進めます。
- ・児童生徒の発達段階に応じた人権教育を進めます。

④人権に関する啓発・広報の充実

【協働のまち推進課、障がい・長寿課】

- ・人権週間における普及・啓発活動やその他広報等による人権についての啓発に努めます。
- ・障害者差別解消法や「合理的配慮」の内容について、担当課とともに住民及び行政職員への周知を図ります。

⑤地域の歴史・文化や地域活動情報の発信

【文化課、協働のまち推進課】

- ・自治会など身近な地域についての周知を図るため、地域の歴史や文化及び地域活動情報の発信を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①福祉体験活動等の充実

- ・福祉協力校の指定を行いながら、市内小中学校、地域と連携し、福祉体験や福祉講話などを通じた、子どもたちへの福祉体験機会の確保を図ります。
- ・ボランティア体験等の市内小中学校へのボランティアに関する取り組みを学校と連携しながら実施し、子どもたちのボランティア意識の向上に寄与します。

②地域コミュニティ意識を高めるための活動の支援

- ・福祉活動を推進し、多くの住民に参加を呼びかけ、地域コミュニティ意識を高めていくように図ります。

③ボランティア講座、研修会等の充実

- ・住民がボランティア活動に積極的に参加することができるように、各種講座や研修会等の充実に努めます。実施にあたっては関係機関と連携して進めます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|--|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | |
| 「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域に行かなければならない」と思う市民の割合 | 89.5% | 90.0% | 88.1% | 90.0% | 問21 |

※平成28年度調査時の88.1%は平成24年度89.5%から1.4ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に90%を目指す。

(2) 地域活動への参加を促す環境づくり

■公助（市の取り組み）■

①あいさつ運動の推進

【協働のまち推進課、学校教育課】

- ・学校などの関係機関と連携し、市をあげてあいさつ運動を積極的に行い、住民への喚起を図ります。

②交流の機会づくり

【障がい・長寿課、協働のまち推進課】

- ・地域ミニデイサービスや世代間交流の行事などの実施促進を各自治会に対して行い、交流機会を広げるように図ります。

③子どもから高齢者までの見守り活動の企画、普及啓発活動

【社会福祉課、障がい・長寿課、子育て支援課、学校教育課】

- ・「地域見守り隊」による高齢者の見守り活動を拡充し、様々な世代を対象とした取り組みとなるように検討します。
- ・地域の団体等（老人クラブ、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員等）による見守り活動、子ども、高齢者、ひとり親世帯、障害者などについて連携しながら取り組むことにより、地域の支え合い活動の向上を図ります。

④地域活動団体の活動支援

【社会福祉課、協働のまち推進課、障がい・長寿課】

- ・住みよいまちづくりを推進するため、地域活動団体への支援を推進します。
- ・市民活動団体の創意工夫にあふれた企画・事業に対し支援を行い、新たな活動を発掘します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①あいさつ運動の推進、市のあいさつ運動への協力

- ・地域の関係団体に対し、あいさつ運動を重要な行動として位置づけるように促します。

②地域行事や活動を通じた交流機会の支援

- ・地域の関係団体と連携し、地域行事や活動等を通じた交流機会を確保します。
- ・社協で「世代間ふれあい地域交流会」や自治会と協力しての交流会を開催していきます。
- ・地域における人と人とのつながりづくりを図るため、地域の年中行事（夏祭りや敬老会等）、地域清掃、避難訓練、見守り活動等を支援するほか、あいさつ運動、声かけ運動などを奨励し、日頃からのつながりやふれあいが広がるように図ります。

③気軽に集まる交流の機会、場の確保

- ・親子クラブやチャレンジクラブ、三線クラブなど、現在実施している交流に係る活動を継続します。また、地域住民の多様な交流を活性化していくための新しい交流事業の企画立案に努めます。
- ・地域のコミュニティセンターを中心とした交流の場の確保に努めます。

④見守り活動の普及啓発活動の充実

- ・一人暮らし高齢者への見守り活動のほか、夜間パトロールや朝の交通安全指導、朝の声かけなどの活動を促進するほか、高齢者のみならず、様々な世代や対象への見守りを進めていくように図ります。

⑤地域活動団体の強化・育成

- ・地域活動団体との連携を図りながら、団体の強化や育成のため、活動に関する様々な情報提供や支援、助言・指導などを行います。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|---|------------------|------------------|----------------|----------------|-------------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | |
| 清掃活動や地域行事等の地域活動へ参加している市民の割合(地域活動に参加する市民の割合) | 29.7% | 50.0% | 25.5% | 50.0% | 問20 |

※平成28年度調査時の25.5%は平成24年度29.7%から4.2ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に50%を目指す。

2. 地域がつながる、活力をつける

《基本方針》

市内では、多くの小地域で地域活動が停滞している。地域活動の活性化を図る上で、組織と協力しながら地域力の向上を図る必要があります。このため、地域の関係団体のほか、市内企業や市内社会福祉法人への地域福祉活動への参加促進を行い、協力しながら推進するように図ります。

小地域の「地域福祉推進委員会」については、高齢者の居場所であるミニデイサービスの実施は進められていますが、居場所だけでなく交流機会等と通じて、地域の生活・福祉課題の把握とその解決策の検討・実践が不十分な状況にあります。ささえあい、助け合いのある地域づくりに向けて、福祉推進委員会の本来機能の充実強化を図る必要があります。今後は、地域福祉推進委員会の役割や活動について啓発するとともに、福祉圏域ごとに活動報告やワークショップを開くなど、実践につながる運営支援を行い地域福祉コーディネーターが関わりながら、地域福祉の仕組みづくりを強化します。

また、自治会については、加入率が低いまま改善しておらず、特に若い世代、アパート世帯での加入率が数パーセントにとどまっています。こうした中、自治会情報の発信を行い取り組みや必要性について啓発をするほか、先進事例の紹介、新しい支え合い団体の立ち上げ支援などにより、活性化を図ります。

(1) 地域活動の活性化の推進

■公助（市の取り組み）■

①社会教育関係団体等への活動支援

【生涯学習振興課、障がい・長寿課】

- ・子ども会、青年会、婦人会、老人クラブなどの社会教育関係団体について、登録数の増加を促進するとともに、活動の支援を行います。
- ・社会教育団体等の活動内容等をわかりやすく住民に提供します。

②市内企業の地域福祉活動への参加促進

【商工観光課】

- ・市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識のもと、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加しやすくなる環境構築を図ります。

③市内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援

【社会福祉課、保育幼稚園課】

- ・保育所や各種福祉施設等の社会福祉法人が行う児童や高齢者、障害者などを対象とした地域貢献活動・地域公益事業へ連携と支援を行い、それぞれが社会福祉資源としての一翼を担える地域を目指します。

④協議体の設置と開催

【障がい・長寿課】

- ・高齢者の介護保険事業計画における中学校区ごとに設置される協議体（第2層協議体）と連携し、地域課題の把握や解決策の検討及び具体的解決に向けた取り組みの実施等を進め、支え合いによる地域活動の活性化を図ります。

⑤市民団体等の立ち上げに関する情報提供等

【協働のまち推進課】

- ・市民団体等の立ち上げに関する情報提供等、側面からの支援を行います。

⑥地域福祉推進委員会の活動支援

【社会福祉課】

- ・地域の課題やその解決策等について住民が考え、行動していく地域福祉推進委員会への活動支援を強化します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①社会教育団体等の強化・育成

- ・子ども会、青年会、婦人会、老人クラブなどの社会教育関係団体の活動を支援し、活動の場の提供を積極的に行うことによって、各団体の活性化に寄与するとともに、地域住民の参加促進とそのつながりの強化に努めます。
- ・子供会のほか、老人クラブ、青年会等の団体の設立や再開支援を図ります。

②市内企業への地域福祉活動参加への呼び掛け

- ・市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加するように呼びかけていきます。
- ・市内企業に対して、地域福祉活動に関する資料等情報提供を行いながら、参加への理解を求めていきます。
- ・市内企業の地域福祉活動への参加や支援（寄付・企業施設の活用等）を促進し、地域福祉活動の輪を広げます。
- ・自治会と連携し、企業が地域行事に参加する環境整備に努めます。

③市内社会福祉法人の連携機会の確保

- ・改正社会福祉法に伴って義務化された地域における公益的な取り組み事業を広めるため、法人の連携機会の確保に努め、各法人へ適切な情報提供を行いながら、情勢に適応した取り組みを推進します。

④地域福祉推進委員会を中心とした関係団体との連携

- ・地域福祉推進委員会を中心に、住民及び福祉関係団体等が連携することにより、多様な地域課題への対応を図ります。

⑤協議体の開催・運営支援

- ・高齢者の介護保険事業計画における中学校区ごとに設置される協議体(第2層協議体)での話し合いの充実を図り、地域の支え合い活動等の向上を図るため、生活支援コーディネーターやCSW(地域福祉コーディネーター)が連携しながら、地域福祉の推進が図られるように進めます。

⑥地域福祉推進委員会への活動支援

- ・地域福祉推進委員会の運営等への支援、各地域の委員会情報を集約し、発信するなど、地域福祉推進委員会の活動支援を行い、地域自らが地域課題を把握し、解決に向けて取り組んでいく地域福祉の仕組みづくりを進めます。
- ・地域福祉推進委員会の未設置の行政区に対し、委員会が担う役割に対する理解を求めながら、また「ミニデイデモ」を実施するなど、設立に向けた支援を行います。

■ 目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|-------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|---------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| 社会福祉法人との連絡会議の開催回数 | 0回 | — | 0回 | 年4回 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は年4回の開催を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|------------------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|---------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| 地域福祉推進委員会の圏域会議(ワークショップ等)開催回数 | 0 | — | 0回 | 年2回 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は中学校区ごとの圏域会議について年2回開催を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|--|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|---------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| ミニデイサービスでの住民の声を聞く機会の開催回数(生活支援コーディネーターとも連携) | 0 | — | 0回 | 年43回 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は年43回の開催を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|-----------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|---------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| 自治会の情報交換会・事例報告会等の開催回数 | 0回 | — | 0回 | 年2回 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は年2回の開催を目指す。



(2) 自治会の活性化推進

■公助（市の取り組み）■

①自治会加入促進

【協働のまち推進課】

- ・のぼりの設置やチラシ配布等を行い、自治会への加入促進を図ります。

②地域づくりへの支援

【協働のまち推進課】

- ・地域づくりに関して、自治会が企画提案した事業に対し、補助を今後も継続します。

③自治会情報を多様な媒体を活用して提供

【協働のまち推進課】

- ・自治会情報を市ホームページ等を活用してわかりやすく提供します。

④地域活動の先進事例紹介など

【協働のまち推進課】

- ・地域活動の先進事例を紹介するなど、地域づくり（自治会の活性化）に関する情報提供を行います。
- ・自治会長の視察研修等を行います。

⑤新しい「支え合い団体」の自主的立ち上げ支援

【障がい・長寿課、社会福祉課】

- ・地域の自治会活動のほか、地域での見守り活動、子どもの見守り、高齢者のお茶飲み会・・・など、地域での困りごとに対応する自主的な支え合いによる支援を行う団体の立ち上げ等について進め、その支援を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①自治会の活性化への協力

- ・自治会の様々な活動に対して、CSW等による支援等を通して、自治会の活性化への協力をを行います。

②自治会活動内容の情報提供

- ・社協だより等を活用し、自治会活動内容等の情報提供を行い、活動等の周知広報を図ります。

■ 目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|--------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|--------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 自治会加入率 | 34.4% | 40%以上 | 31.2% | 40%以上 | 市総合計画 | 協働のまち 推進課 |

※平成 28 年度の実績 31.2%は平成 24 年度より減少している。平成 34 年度は前回計画と同様に 40% 以上を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の 根拠 | 担当課 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------|------------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 支援隊、支え合い団体の結成数 | 0か所 | — | 0か所 | 10か所 | 事業実績 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |

※第 3 次計画で新しく設定した目標。平成 34 年度は 10 か所の結成を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の 根拠 | 担当課 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------|------------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 地域活動モデル地区の設定数 | 0か所 | — | 0か所 | 10か所 | 事業実績 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |

※第 3 次計画で新しく設定した目標。平成 34 年度は 10 か所の結成を目指す。

3. 地域福祉の人材の育成、確保

《基本方針》

近年は福祉の担い手不足が課題となっていますが、住民のニーズは多様化し、またきめ細やかな対応が求められています。保育サポーターや手話奉仕員など、福祉分野の養成や研修を行うことで、地域で活躍する人材の確保を図ります。

市民意識調査では、地域活動に「参加している」割合は2割半ばと低い状況にあります。こういった中で、ボランティア意識の向上や子どもの頃からボランティアに参加する機会づくりを行うとともに、ボランティア研修や講座の開催、ボランティアを求めている人とボランティアできる人のマッチングなどを推進するなど、地域人材の育成と確保を図ります。

(1) 福祉を担う多様な担い手の育成

■公助（市の取り組み）■

①福祉人材の確保・養成

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、社会福祉課】

- ・福祉分野における様々な人材の養成や研修を行い、担い手の確保を進めます。
- ・保健師、社会福祉士、手話通訳者などの市役所に配置する人材のほか、保育サポーター、手話奉仕員、認知症サポーターなど、地域で活躍する人材の養成等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①各種養成講座、研修会等の開催

- ・目的に応じたボランティア活動に対する情報提供や知識、技術を習得するための各種研修会や講座を開催します。
- ・養成講座後にボランティアにつながり、地域活動していくような働きかけ及び機会づくり等に努めます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|-------------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | |
| ボランティア活動に参加したことがある市民の割合 | — | — | 40.3% | 50.0% | 問23 |

※平成28年度調査時は40.3%となっている。平成34年度は50%を目指す。

(2) ボランティア活動の活性化支援

■公助（市の取り組み）■

①ボランティア活動の推進・支援

【社会福祉課】

- ・ボランティア意識の向上やボランティアへの参加、各種ボランティア活動の取り組み強化を図るため、ボランティア活動の推進、支援を行います。

②学校ボランティアの充実

【生涯学習振興課】

- ・小中学校で趣味や特技を活かして活動する「学校ボランティア」における人材の確保を行い、地域の子は地域で育てていく取り組みの充実を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①ボランティア活動の情報提供

- ・各種ボランティア団体と連携し、市内で行われているボランティア活動の情報を提供します。

②ボランティア研修や講座開催等

- ・各種ボランティア研修や講座の開催、ボランティアメニューの充実に努めます。

③ボランティアの登録・紹介・斡旋の向上

- ・目的に応じた多様なボランティア活動を推進していくため、ボランティアセンターにおけるボランティア登録や紹介、斡旋を向上させるなど機能拡充に取り組みます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|---------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| ボランティア団体登録数 (福祉関連) | 14か所 | 18か所 | 12か所 | 18か所 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※平成28年度の実績12か所は平成24年度より減少している。平成34年度は前回計画と同様に18か所を目指す。

基本目標 2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり

1. 地域支え合いの体制づくり

《基本方針》

住民意識調査では、「人とふれ合う機会がない」という回答が18.9%となっていました。年齢別に見ると、70代の高齢者では12.7%であるのに対し、20代～40代では20%台となっており、若い世代での社会的孤立の状況が垣間見られました。市内企業の協力による「地域見守り隊」の拡充のほか、地域住民（団体）での見守り活動を推進し、一人暮らし高齢者だけではなく、若い世代の引きこもり防止、さらに子どもや障害者、認知症高齢者など、様々な対象を包括的に見守る体制づくりを推進します。

子ども、障害者、高齢者、など、様々な対象の居場所の確保が必要となっており、各分野ごとの取り組みの中で対応していますが、自治会公民館等、身近な地域での居場所の確保に向けて取り組みます。

地域においては様々な地域課題があり、解決に向けては住民でできるものと、住民だけでは解決が難しいものがあります。地域福祉コーディネーターが関わりながら、行政や社協等の関係機関を結び、住民とともに課題解決策を図る「コミュニティーソーシャルワーク」機能の強化を進めます。

(1) 地域見守りネットワークの充実

■公助（市の取り組み）■

① 豊見城市地域見守り隊の拡充

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・市内事業所の日常の住民宅訪問業務と連携した「豊見城市地域見守り隊」の活動を今後も継続します。
- ・「豊見城市地域見守り隊」の活動に参加する事業所の増加を促進し、一人暮らし高齢者等の見守りの充実を図ります。

② 子どもから高齢者までの見守り活動の推進

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・地域の団体等（老人クラブ、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員など）による見守り活動について、1人暮らし高齢者のほか、子ども、ひとり親世帯、障害者、引きこもり（閉じこもり含む）などにも対象を広げた見守りを行っていくように促し、また、団体間で連携しながら取り組むことにより、地域の見守りネットワークの構築を図ります。
- ・地域における見守り活動を推進することで、地域での日頃からの交流機会を確保し、社会的孤立の解消・防止に努めます。

③ 見守り台帳の整備推進

【障がい・長寿課】

- ・民生委員・児童委員による高齢者の見守り台帳整備を図り、必要な方の登録を進めていきます。

④個人情報に配慮した情報提供の実施

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・地域での訪問活動や見守り活動を行う団体等への情報提供・情報共有の際には、個人情報に配慮した情報提供を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①豊見城市地域見守り隊と連携した見守り体制の充実

- ・市内企業の協力による「豊見城市地域見守り隊」の活動と連携し、地域の見守り体制の充実に努めます。

②見守り台帳の整備への協力

- ・民生委員・児童委員との連携による高齢者の見守り台帳整備に協力し、見守りが必要な方の登録者を進めていきます。

③子どもから高齢者までの見守り活動の推進

- ・地域の団体等(老人クラブ、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員など)による見守り活動について、1人暮らし高齢者のほか、子ども、ひとり親世帯、障害者、引きこもり(閉じこもり含む)などにも対象を広げた見守りを行っていくように促し、また、団体間が連帯しながら取り組むことにより、地域の見守りネットワークの構築を図ります。
- ・地域における見守り活動を推進することで、地域での日頃からの交流機会を確保し、社会的孤立の解消・防止に努めます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|-----------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|---------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| 「豊見城市地域見守り隊」提携数 | 1か所 | 5か所 | 4か所 | 7か所 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※平成28年度の実績4か所は平成24年度の1か所から3か所増加している。平成34年度は3か所増加の7か所を目指す。

(2) 気軽な居場所の確保

■公助（市の取り組み）■

①居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進

【協働のまち推進課】

- ・地域で最も身近な場所にある自治会公民館を活用し、子どもから高齢者まで、気軽に集える場として開放されるように促していきます。

②地域における居場所づくりの推進

【障がい・長寿課】

- ・交流の場や生きがいの場づくりを進め、人と人のつながりが図られるように推進します。

③居場所について、ボランティア等の人材、確保

【社会福祉課】

- ・居場所において様々な活動を行う際のボランティア等人材の確保に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進

- ・地域で最も身近な場所にある自治会公民館を活用し、子どもから高齢者まで、いつでも気軽に集える場として開放されるように促していきます。

②居場所の新たな設置について検討

- ・現在、市社協が実施している福祉のネットワークづくり推進事業による居場所づくりの取り組みのほか、新たな居場所の設置について未設置地域等を中心に検討を行います。

③「居場所」におけるボランティアの確保等

- ・市社協が実施している福祉のネットワークづくり推進事業による居場所づくりの取り組みにおいて、ボランティア等人材の確保に努めます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|--------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|---------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| ミニデイサービス実施か所 | 37か所 | 45か所 | 39か所 | 45か所 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※平成28年度の実績40か所は平成24年度の37か所から3か所増加している。平成34年度は前回計画と同様に45か所を目指す。

(3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実

■公助（市の取り組み）■

①コミュニティソーシャルワーク活動の推進

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・現在実施しているコミュニティソーシャルワーク活動の強化を行い、地域福祉推進委員会や自治会の活性化を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーク活動の推進により、全世代・全対象を視野にした包括的な支援の展開へとつながるように、多分野の連携充実を図ります。

②コミュニティソーシャルワーカーの配置に関わる支援

【社会福祉課】

- ・市内各小学校区へのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進するとともに、その支援を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①コミュニティソーシャルワーカーの資質向上

- ・各種連絡会、研修会への参加等により、コミュニティソーシャルワーカーの資質向上を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーク機能を高めるための講習会、勉強会を実施し、活動の資質の向上を図ります。
- ・今後想定される「我が事・丸ごと」の理念に基づいた地域支え合いや包括的な支援体制づくりを意識し、多分野との連携強化に努めます。

②住民、関係機関の協働によるネットワーク

- ・地域福祉推進委員会を中心とした、住民、関係機関等の協働によるネットワークを強化し、多くの人や関係者・関係機関が関わる支え合いの地域づくりを進めます。

③アウトリーチを徹底した事業展開と支援ネットワークづくり

- ・民生委員・児童委員等の地域の関係機関と連携し、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）による個別課題の相談支援等により、制度のはざ間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援ネットワークづくりに取り組みます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|----------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|----------------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| コミュニティソーシャルワーカーの配置人数 | 3人 | 7人 | 3人 | 8人 | 事業実績 | 社会福祉課又は社会福祉協議会 |

※平成28年度の実績3人は平成24年度の3人と同数となっている。平成34年度は市内各小学校区への配置として、8人を目指す。

2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり

《基本方針》

地域活動を行う上では活動拠点が必要であり、各種交流機会の確保、地域行事の実施、気軽な居場所など、「地域のつながり」の場となります。身近な地域における活動拠点の確保を図ります。

また、地域活動を行う関係団体がそれぞれ別々に取り組むのではなく、情報共有及び連携することにより、効率的・効果的に地域福祉を展開することが可能となります。このため、地域福祉の関係団体をネットワークでつなぎ、市全体に地域福祉が広がっていくように図ります。

市の民生委員・児童委員は地域の相談役であり、住民と行政や関係機関のつなぎ役ともなっている重要な役割を担っています。しかし現在、定数に足りていない状況にあります。今後の地域福祉の推進の上で非常に重要な人材であるため、定数の確保や活動の支援等を図ります。

(1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備

■公助（市の取り組み）■

①既存施設の利活用による拠点の確保

【子育て支援課、障がい・長寿課】

- ・関係機関と連携し、既存公共施設の有効利用や利用規制の緩和について調整します。
- ・児童、高齢者、障害者の現在の活動拠点について、新たな必要性について検討するとともに、拠点整備や活用の際には多世代利用型等、交流の場や多様な活動の場として展開できるよう図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①既存公共施設の有効利用について調整を図る

- ・市社会福祉センターやコミュニティセンター、児童館等を活用した子どもの活動拠点づくりを今後も継続するほか、高齢者や障害者の活動拠点について、市社会福祉センター以外の各地域での確保に努めます。

②市内各地域での社協拠点の整備（児童館等中心に）

- ・市内の各地域（中学校区等）に活動拠点を整備し、ボランティア活動や子どもの貧困対策、多世代の交流の場等になるよう図ります。

■ 目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる 調査票の設問 |
|--|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | |
| 市民が利用しやすい公共施設の 立地について「良い方だと思う」 市民の割合 | 10.7% | 50.0% | 13.1% | 50.0% | 問11-8 |

※平成28年度調査時の13.1%は平成24年度10.7%から2.4ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(2) 福祉関係団体や機関等の連携

■ 公助（市の取り組み） ■

① 地域と福祉関係団体のネットワーク形成

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・自治会等の地域において、住民、関係機関等の協働によるネットワークを強化し、多くの人や関係者・関係機関が関わる支え合いの地域づくりを進めます。

② 市と関係団体等との情報共有

【障がい・長寿課】

- ・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所と市内の福祉関係団体等とのネットワークを構築します。

◇ 共助（市社会福祉協議会の取り組み） ◇

① 地域福祉推進委員会と関係福祉団体・機関との連携充実

- ・地域福祉推進委員会に参加している福祉関係団体や機関等との連携充実を図ります。
- ・チャンプルー交流会やミニデイボランティア交流会などを開催しながら、関係者間の連携充実を図ります。

■ 目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の 根拠 | 担当課 |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------|---------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 地域福祉推進委員会の設置数【再掲】 | 37か所 | 48か所 | 40か所 | 48か所 | 事業実績 | 社会福祉協議会 |

※平成28年度の実績40か所は平成24年度の37か所から3か所増加している。平成34年度は前回計画と同様に48人を目指す。

(3) 民生委員・児童委員活動の充実

■公助（市の取り組み）■

① 民生委員・児童委員の定数確保

【社会福祉課】

- ・地域住民の身近な相談役やつなぎ役である民生委員・児童委員について、定数の確保に努めます。

② 民生委員・児童委員の活動内容の周知広報

【社会福祉課】

- ・民生委員活動のパンフレット配布、「民生委員・児童委員の日」の普及啓発など、民生委員・児童委員の活動内容を住民に周知する広報啓発活動を推進します。

③ 民生委員・児童委員の活動の支援

【社会福祉課】

- ・関係機関と連携し、民生委員・児童委員の活動支援のため、行政からの報告や情報提供を行うほか、資質の向上に係る研修、先進地視察研修等への支援を行います。

④ 個人情報に配慮した情報提供や共有化（再掲）

【社会福祉課】

- ・地域での訪問活動や見守り活動に必要な情報提供・情報共有の際には、個人情報に配慮した情報提供を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

① 定数確保に向けた民生委員・児童委員連合会との調整

- ・民生委員・児童委員の定数確保のため、自治会長との情報交換やコミュニティソーシャルワーカーによる欠員地区自治会長へのアプローチ及び民生委員・児童委員連合会との調整を行います。

② 民生委員・児童委員の活動内容の周知広報

- ・民生委員・児童委員の活動内容周知を図るため、民生委員・児童委員活動強化週間での「一日民生委員委嘱」（市長等に民生委員・児童委員を一日依頼し、高齢者宅訪問等を行う）やチラシ配布及び社協だよりでの紹介等を行います。

③ 民生委員・児童委員の資質向上

- ・民生委員・児童委員の資質向上を促すため、福祉サービス勉強会、認知症サポーター養成講座、福祉施設視察、県外視察等の研修会、講演会などを開催します。

④ 個人情報に配慮した情報提供・共有の意識向上

- ・高齢者見守り台帳の整備等において、個人情報に配慮しながら活動を行うように、個人情報に関する勉強会を行うなど、民生委員・児童委員の意識向上を図ります。

■ 目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる 調査票の設問 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | |
| 民生委員・児童委員の認知度 | 59.9% | 70.0% | 67.5% | 70.0% | 問31 |

※平成28年度調査時の67.5%は平成24年度の59.9%から7.6ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に70%を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|-------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 民生委員・児童委員の定数確保 | 73人 | 87人 | 68人 | 89人 | 事業実績 | 社会福祉課 |

※平成28年度の実績68人は平成24年度の73人から6人減少している。平成34年度は、定数89人(必要定員数全員)を目指す。



基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援

1. 地域に根ざしたサービス利用の推進

《基本方針》

福祉サービスや法制度に基づく支援等については、児童、高齢者、障害者などの各分野ごとのサービスを提供しており、ニーズを把握しながら提供量や質の確保を図っています。今後もニーズに基づくとともに、利用者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供を図ります。

福祉に関する情報提供や相談については、既存の情報提供方法及び行政窓口での相談先のほか、関係機関や団体とも連携し、様々な主体で情報入手や相談ができるように図ります。今後は、国の「我が事・丸ごと」の地域づくりの考え方を踏まえ、分野ごとの縦割りな対応から全対象・全世代型の包括的な相談支援及び情報提供の体制づくりを検討します。

(1) 地域福祉サービスの質の向上

■公助（市の取り組み）■

①福祉サービスの資質向上に係る取り組みの充実 【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・住民が必要なときに安心して福祉サービスを利用できるように、サービス従事者の資質向上に係る取り組みを充実します。
- ・市職員が直接実施する事業については職員研修等による資質向上に努めるとともに、委託事業やサービス提供事業所等（介護サービス、障害福祉サービス、保育園等など）によるものは、質の低下を招かないように、必要に応じて指導・監査を行っていきます。

②地域ニーズに対応した福祉サービスの提供 【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・福祉サービスの提供においては、地域のニーズを十分に把握した上で、ニーズに対応するサービス提供を行います。

③福祉サービスに関する意見・苦情への迅速な対応 【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・住民からの意見や苦情等に迅速に対応し、改善を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①市社協が実施する福祉サービスの資質向上

- ・市社協が実施する福祉サービスの資質向上を図るため、各種研修会や学習会への参加や、サービス利用者の声の把握及び早期改善に努めます。

②地域の実情を踏まえた新規サービス・事業展開の推進

- ・様々な方法により地域住民のニーズ把握を行い、必要に応じて新しい福祉サービスや事業展開を検討するように努めます。

③福祉サービスに関する意見・苦情への迅速な対応

- 市社協が提供する福祉サービス等に対する意見要望及び苦情に対し、迅速に対応し、改善を図るように進めます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|---|------------------|------------------|----------------|----------------|-------------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | |
| 介護などの日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っている市民の割合 | 49.1% | 60.0% | 47.3% | 60.0% | 問25 |

※平成28年度調査時の47.3%は平成24年度49.1%から1.8ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に60%を目指す

(2)福祉情報提供体制の充実

■公助（市の取り組み）■

①福祉サービス等の情報提供の充実

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- 市の広報紙やホームページによる情報提供を継続して実施するほか、多様な情報媒体を活用した情報提供の充実に努めます。

②情報のバリアフリー化の推進

【障がい・長寿課】

- 手話通訳や要約筆記、声の広報など、提供する福祉情報については「情報バリアフリー化」に向けた取り組みを推進します。
- 情報バリアフリーを広げるため、手話通訳や要約筆記など、意思疎通支援に係る養成講座を実施します。

③関係機関等への情報発信、情報共有の充実

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- 福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図ることで、包括的な対応に寄与します。

④地域情報の発信

【協働のまち推進課】

- 自治会等の地域情報を集約し、市のホームページ等で発信するなど、地域情報の発信により、地域を知る機会の確保に努めます。

⑤包括的な視点からの情報提供の推進

【社会福祉課】

- ・市からの情報提供においては、発信する部署からの単独発信のみならず、その他の部署においても情報共有をしっかりと図りながら必要に応じて発信するなど、横断的に情報発信するように進めます。
- ・福祉関係機関、地域の民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーターなど、地域の関係者への情報提供とそこから住民への提供（必要に応じての個別提供等）が図られるように共有化を進めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①市社協による福祉情報提供の充実

- ・社協ホームページや社協だより、社協のしおりを活用した福祉情報の提供を行います。

②コミュニケーション支援のための人材養成、確保

- ・意思の疎通が困難な住民の情報バリアフリーを図るため、音訳ボランティアの養成等、コミュニケーション支援の充実に係る人材の養成と確保に努めます。

③市との福祉関連情報の共有と発信の強化

- ・市の福祉サービスや制度等について、社協の情報発信媒体や、その他の住民への周知方法を積極的に活用し、必要な人に情報が行き渡るように努めます。

④各種団体との情報共有、情報交換の充実

- ・各種団体との情報交換会や連絡会に参加するなど、関係機関と連携し、情報収集、共有化を図るためのネットワークを形成します。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|---|------------------|------------------|----------------|----------------|-------------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | |
| 利用しやすい相談、情報提供体制が整ったと思う市民の割合(「普通だと思う」「良い方だと思う」の合計割合) | 49.1% | 60.0% | 50.3% | 60.0% | 問11-7 |

※平成28年度調査時の50.3%は平成24年度49.1%から1.2ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に60%を目指す。

(3) 相談支援体制の充実

■公助（市の取り組み）■

①市における相談体制の充実

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・福祉関連窓口における相談について、気軽な福祉相談から専門的な相談まで受け、的確に対応できるように、職員の資質向上を図ります。

②福祉サービス事業所等における相談の資質向上

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・高齢者分野では地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障害者分野では、相談支援事業所や基幹型相談支援センター、児童分野では地域子育て支援センターや各教育・保育施設、生活困窮についてはパーソナルサポートセンター等、各福祉分野で相談の場となっている事業所等における相談の資質向上を図ります。

③民生委員・児童委員等地域での相談員との連携充実

【社会福祉課】

- ・身近な地域の相談役及びつなぎ役である民生委員・児童委員との連携充実を図ります。

④福祉の包括的相談支援体制の構築検討

【福祉部】

- ・国の「我が事・丸ごと」による共生社会の実現に向け、将来の包括的相談支援体制の在り方について検討します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会と連携した地域相談支援の充実

- ・民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会等と連携し、地域の福祉活動につなげる相談支援の仕組みを作ります。

②コミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実

- ・公民館等を活用した身近な地域の相談窓口の整備やコミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実に努めます。

③関係機関の相談担当者の連携、情報交換のネットワークの強化

- ・多様な関係機関の相談担当者の連携や情報交換が行えるネットワークの強化を図ります。

2. 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進

《基本方針》

虐待防止の早期発見・早期対応の取り組みは、児童・高齢者・障害者それぞれの分野で虐待防止のためのネットワークがあり、現在も実施されています。今後は取り組みの強化を図ります。また、一人ひとりの人権を尊重し合うことができるように、権利擁護に対する普及啓発を図るとともに、障害者や認知症に対する理解及び法制度等についての周知・啓発を図り、「地域共生社会」の実現に努めます。

また、社会生活上の判断能力が不十分な方々の自立生活を支援して行くため、権利擁護制度の周知を図るとともに、利用にかかわる支援を行います。

生活困窮世帯の自立支援のために、パーソナルサポートセンターを市社協への委託により実施するほか、就労支援や生活支援のための取り組みを図ります。また、子どもの貧困対策についても、支援員の配置や居場所づくり等を行います。

(1) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

■公助（市の取り組み）■

①虐待防止ネットワークの強化

【障がい・長寿課、子育て支援課】

- ・高齢者、障害者、児童の各分野に設置されている虐待防止のネットワーク（高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会）の強化を図ります。

②虐待やDV等の防止及び早期対応策の充実

【障がい・長寿課、子育て支援課、健康推進課、保育幼稚園課】

- ・虐待防止やDV防止に関する広報やパンフレットを活用した周知啓発を図ります。
- ・福祉関係課や健康推進課が実施している事業におけるDVやネグレクトが疑われる場合は、情報共有により虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

③虐待被害者への支援対策の充実

【障がい・長寿課、子育て支援課】

- ・県や関係機関と連携しながら、虐待被害者への支援策充実に取り組みす。

④「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

【障がい・長寿課】

- ・障害者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮などの啓発広報を進めるほか、すべての人が地域において、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、啓発広報等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①虐待やDV等の早期発見、防止の啓発活動

- ・虐待の早期発見や虐待防止に関するチラシ配布等、虐待やDVの早期発見・防止を啓発します。

②虐待やDV等の早期発見、防止のための地域との連携充実

- ・地域の見守り活動と連携し、虐待の早期発見や防止の啓発活動を推進します。
- ・市の要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワークなどに参加し、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に努めます。

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

- ・障害者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮などの啓発広報を進めるほか、すべての人が地域において、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、啓発広報等を行います。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|--------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| ジェンダーについて内容を理解している人の割合 | 32.1% (H21) | 40.0% | — ※調査なし | 40.0% | 総合計画 男女共同参 画プラン | 協働のまち 推進課 |

※平成28年度の実績は未調査のため把握していない。平成34年度は前回計画と同様に40%を目指す。

(2) 権利擁護制度の充実

■公助（市の取り組み）■

①権利擁護制度の普及啓発活動の充実

【障がい・長寿課】

- ・権利擁護の周知・広報のため、ホームページや市広報紙、パンフレットの配布等を実施していきます。

②日常生活自立支援事業の利用支援

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・関係機関や社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業等の利用に関わる支援を行います。

③成年後見制度の利用支援

【障がい・長寿課】

- ・高齢者や障害者およびその家族に対し、成年後見制度の説明や案内等を行い、周知や利用促進を図ります。
- ・関係課や社会福祉協議会及び関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①当事者ニーズに応じた支援

- ・小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカーとの連携、アウトリーチ機能を強化し、当事者ニーズに応じた支援を行います。

②日常生活自立支援事業の充実

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を今後も推進します。
- ・権利擁護センターの生活支援員のなり手が不足しており、今後の人材確保を推進していきます。

③法人後見事業の充実

- ・法人後見人の事業を継続し、判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の支援や見守りを行います。

(3) 生活困窮世帯への自立支援策の推進

■公助（市の取り組み）■

①生活困窮世帯自立支援のための事業の推進

【社会福祉課】

- ・生活困窮者自立支援法に基づきながら、生活困窮世帯への相談や就労支援、生活支援などの事業を推進します。
- ・生活困窮者の自立支援のための「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」における相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行います。

②子どもの貧困に関する支援対策の推進

【社会福祉課】

- ・子どもの貧困に係る支援として、支援員の配置や居場所づくり及び生活習慣の改善や学習支援等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①生活困窮世帯自立支援のための事業の推進

- ・生活困窮者自立支援法に基づきながら、生活困窮世帯への相談や就労支援、生活支援などの事業を推進します。
- ・生活困窮者の自立支援のための「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」における相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行います。

②子どもの貧困に関する支援対策の推進

- ・中学校区ごとに支援員を配置し、現状把握や関係機関との情報共有及びつなぎ・調整などを行います。
- ・子どもの心のより所となる居場所づくりを行うとともに、生活習慣の改善や学習支援等を行います。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|------------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 子供の居場所設置数（子供の居場所事業として） | 0 | — | 5か所 | 6か所 | 事業実績 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は現在の5か所から6か所を目指す。

基本目標 4 健康で安心して暮らせるまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み

《基本方針》

健康であることはみんなの願いであり、市では健診や保健指導及び健康づくりの情報発信、ミニデイサービスなどの健康づくりの機会提供を行い、健康増進に寄与しています。今後も、健康づくりの取り組みを掲げた「健康とみぐすく21」に基づくとともに、ミニデイサービスなどの生きがいつくりの場を活用した健康づくりを推進します。

(1) 健康づくりに対する理解の促進

■公助（市の取り組み）■

①健康づくりについての情報発信、活動促進

【健康推進課】

- ・住民の健康の保持増進のために、保健事業に関する情報誌「健康カレンダー」、望ましい「食生活」に関する情報誌「食育だより」を発行し、住民への情報提供を行います。そのほか健康に関する情報を広報紙、ホームページ等に掲載し、住民への情報発信を行います。

②健康とみぐすく21に基づいた住民の健康づくり支援

【健康推進課】

- ・住民の健康づくりの取り組みを掲げた「健康とみぐすく21」に基づき、住民の健康づくりの支援を行います。

③各種健診や保健指導等の受診率向上

【健康推進課】

- ・住民の健康の保持・増進を目指し、若い世代からの特定健診受診率、特定保健指導実施率向上を図り、生活習慣病予防に取組みます。

④介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの推進

【障がい・長寿課】

- ・介護保険における介護予防の取り組み、生きがいつくりの場でもある地域ミニデイサービス等による高齢者の健康づくりを推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①健康づくりに対する啓発活動推進

- ・様々な機会をとらえて健康づくりに対する啓発活動を推進します。
- ・社会福祉センターリハビリ室での運動指導等の相談活動について、周知を図ります。

②ミニデイサービス等における健康づくりの充実（活動、健康分野と連携等）

- ・地域ミニデイサービスの場における健康づくりの機会を設け、高齢者の健康づくりの充実を図ります。

■ 目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|----------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|-------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 特定健診の受診率 | 25.3% | 60.0% | 37.7% | 60.0% | 国の目標値 | 健康推進課 |

※平成 28 年度の実績 37.7%は平成 24 年度の 25.3%から 12.4 ポイント上昇している。平成 34 年度は前回計画と同様に国の目標を設定し、60.0%を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|-------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 特定保健指導の実施率 | 48.2% | 60.0% | 57.4% | 60.0% | 国の目標値 | 健康推進課 |

※平成 28 年度の実績 57.4%は平成 24 年度の 48.2%から 9.2 ポイント上昇している。平成 34 年度は前回計画と同様に国の目標を設定し、60.0%を目指す。



(2) 健康づくりの場の整備

■公助（市の取り組み）■

①身近な地域での健康づくりの場の整備

【生涯学習振興課、障がい・長寿課】

- ・身近な地域で健康づくりが行えるように、健康づくりの場の整備を図ります。

②健康づくり教室の充実、スポーツ教室などの開催

【健康推進課、生涯学習振興課、障がい・長寿課】

- ・生活習慣病予防教室などの健康づくりやスポーツ教室の場を提供し、住民の健康保持・増進に寄与していきます。

③介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの機会提供

【障がい・長寿課】

- ・介護予防の教室や地域ミニデイサービスの実施など、高齢者の健康づくりの機会の提供を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①社会福祉センターリハビリ室を活用した健康増進の場の提供

- ・社会福祉センターのリハビリ室を活用した健康増進の活動の場を提供します。

②ミニデイサービス等における健康づくりの機会提供

- ・ミニデイサービス等、市社協が実施する事業において、健康づくりや健康講話の機会を設け、提供していくように努めます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|---|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------|--------------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | | |
| 市民の健康づくりの場 (ミニデイ実施箇所、ウォーキング場所、市体育館等) | 0か所 | 30か所 | 39(社協) 5(学振) | 48か所 | 事業実績 | 社会福祉協議会 生涯学習振興課 |

※平成28年度の実績44か所は平成24年度の0か所から44か所の大幅な増加となっている。平成34年度は各担当課2か所ずつ増加と見込み、48か所を目指す。(計画前半と後半で各1か所ずつ整備を目指す)

2. 安心・安全のまちづくり

《基本方針》

安心して地域生活を送る上では、地域環境が安全であることも重要です。中学生へのアンケートの中では、地域の良い点として買い物などの利便性が良いことという声が多くなっていました。しかし、市民意識調査では、通勤や買い物の利便性が「良い」という回答は地域差があり、長嶺小学校区や座安小学校区では、この割合が低くなっています。住みよい生活環境、移動支援・交通安全対策、バリアフリー等を推進し、利便性が高く暮らしやすい地域づくりに努めます。

市民意識調査では、地域の支え合いに期待することとして「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」という回答が6割半ばを占めもっとも高くなっていました。地域の付き合いが希薄化している中で、地域防災の面では助け合いが必要と感じている住民が多く、こういった意識を広げていくとともに、防犯についても情報共有や地域の見回り等といった地域のつながりが必要ということを啓発するなど、安心・安全なまちづくりを図ります。

また、災害の面では、避難行動要支援者への避難支援についても取り組みを推進します。

(1) 住みよい生活環境づくりの推進

■公助（市の取り組み）■

①地域の公衆衛生や住環境保全対策の充実

【生活環境課、道路課】

- ・地域の公衆衛生や住環境保全対策の一層の充実を図ります。（環境美化、道路清掃、ゴミ収集など）

②公共施設や生活環境等のバリアフリー化

【関係課、公園緑地課、道路課】

- ・公共施設、公園や水辺空間、道路環境等のバリアフリー化を推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域の美化運動等への協力

- ・関係機関と連携し、地域の美化運動等に協力するとともに、取り組みが参加者同士の交流機会としても有効となるように寄与します。

②公衆衛生やリサイクル活動への協力、情報発信

- ・公衆衛生やリサイクル活動に協力するとともに、活動を円滑に行うための情報発信を行います。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|--|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | |
| 豊見城市が「住みよい」と思う市民の割合 (住みよいと感じる市民の割合) | 55.4% | 65.0% | 54.6% | 65.0% | 問10 |

※平成28年度調査時の54.6%は平成24年度55.4%から0.8ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に65%を目指す。

(2) 移動支援、交通安全対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①移動手段や移動支援の充実

【障がい・長寿課、協働のまち推進課】

- ・在宅で要介護認定を受けている人の医療機関等への送迎による移動支援を今後も継続します。
- ・その他、関係機関と連携し、多様な形態の移送支援の仕組みをつくります。

②交通安全運動等の活動充実

【協働のまち推進課、道路課】

- ・年4回の交通安全運動や交通安全に関する標識の設置、シルバーゾーンの新規設置や補修など、交通安全に係る取り組みを進めます。

③交通安全に関わる施設の整備充実

【道路課】

- ・横断防止柵、転落防止柵、ガードレール、道路反射鏡の設置など、交通安全に関わる施設の整備に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①交通安全活動への協力の充実

- ・春・秋の全国交通安全運動や、朝の交通安全指導など、交通安全の活動への協力を充実します。

②買い物支援の方策の推進

- ・買い物支援の取り組みについて、ニーズにもとづいた事業展開を推進します。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| | 平成 24年度時点 (2012年度) | 平成 29年度目標 (2017年度) | 平成 28年度 (2016年度) | 平成 34年度 (2022年度) | |
| 60代以上の市民が通勤や買い物の利便性が「良い方だ」と思う割合 | 40.5% | 50.0% | 33.0% | 50.0% | 問11-6 |

※平成28年度調査時の33.0%は平成24年度40.5%から7.5ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(3) 地域の防犯・防災対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①防犯、防災意識を高める啓発活動の充実 【総務課、協働のまち推進課】

- ・防犯、防災意識を高めるための啓発活動の一層の充実に努めます。

②防犯・防災の情報提供、地域の防犯・防災活動に対する支援 【総務課、協働のまち推進課】

- ・防犯や防災に係る情報提供体制の充実に努めるとともに、地域の防犯、防災活動に対する支援を行います。

③災害時における避難誘導支援の充実 【総務課、福祉部】

- ・「地域防災計画」に基づき、災害時における避難誘導支援の充実に図ります。
- ・地震・津波土砂災害等避難訓練において、各団体の避難経路を基に訓練を行い、防災マップの見直し、避難経路、避難場所等の検証を行っていきます。

④自主防災組織の立ち上げ支援 【総務課】

- ・地域防災を推進するため、自主防災組織の立ち上げ支援を進めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げ等に協力

- ・防災をテーマとした福祉講演会を開催、防災関連グッズの展示、民生委員・児童委員の災害被災地視察などを行い、地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げなどに協力します。

②災害ボランティアの育成と組織化の推進

- ・災害ボランティアの育成と組織化に協力します。
- ・災害時ボランティアセンターマニュアルに基づきながら、組織的に取り組むように図ります。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標となる調査票の設問 |
|---|------------------|------------------|----------------|----------------|-------------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | |
| 防災体制・組織の体制が「良い方だ」と思う市民の割合(「普通だと思う」「良い方だと思う」の合計割合) | 35.7% | 60.0% | 44.3% | 60.0% | 問11-9 |

※平成28年度調査時の44.3%は平成24年度の35.7%から8.6ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に60%を目指す。

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|---------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|----------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| 地域防犯組織数 | 52か所 | 55か所 | 58か所 | 64か所 | 市総合計画 | 協働のまち推進課 |

※実績が平成24年度の52か所から平成28年度には58か所へと6か所増加している。平成34年度は、7か所増加の64か所を目指す。

(4) 避難行動要支援者への支援対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①避難行動要支援者の登録名簿の作成推進

【障がい・長寿課】

- ・災害時に一人で避難できない人のための「災害時避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」に基づきながら、名簿登録を進めます。

②「個別支援計画」の作成推進

【障がい・長寿課】

- ・避難支援が必要な方一人ひとりに対する「個別支援計画」を作成し、具体的な支援者や避難経路、情報提供方法についての個別計画づくりを進めます。

③福祉避難所の量的確保

【障がい・長寿課】

- ・福祉避難所について、現在の設置数を増加していくように、関係機関の協力等を促進しながら協定等を行い量的確保を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①避難行動要支援者の把握や情報更新、情報共有に協力

- ・災害時要援護者の把握や情報更新、関係機関と連携した情報の共有化に協力します。
- ・市より名簿の提供を受けて、避難支援プラン(個別支援計画)作成に取り組みます。

②自主防災組織と連携した避難誘導體制づくり

- ・地域の自主防災組織等と連携した、避難誘導體制づくりに協力します。

③災害時ボランティアと連携した避難行動要支援者ケア体制の調整

- ・災害ボランティアと連携した避難行動要支援者ケア体制に向けた調整を行います。

④避難行動要支援者等への支援体制の整備

- ・関係機関と連携し、避難行動要支援者等に対する支援体制を整えます。

■目標指標と目標値

| 指標 | 前回計画 | | 現状値 | 今回目標 | 指標の根拠 | 担当課 |
|-------------|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|---------|
| | 平成24年度時点(2012年度) | 平成29年度目標(2017年度) | 平成28年度(2016年度) | 平成34年度(2022年度) | | |
| 福祉避難所の指定箇所数 | 0 | 10ヶ所 | 7ヶ所 | 10か所 | 事業実績 | 障がい・長寿課 |

※平成28年度の実績7か所は平成24年度の0か所から7か所の大幅な増加となっている。平成34年度は前回計画と同様に10か所を目指す。